

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
128	四 養育費の履行確保に向けた見直し 15行目	の離婚をした場合には、離婚の時から引き続きその子の監護を主として父母の一方は、	の離婚をした場合には、離婚の時から引き続きその子の監護を主として行う父母の一方は、	25/10